

思います。信じられなかつたといふに彼女たちは言いましたけれども、それが現実であつて、その後、ひよつとしたらこの言葉が本土復帰後に看護職の自律性を失わせた瞬間だつたのかもしれませんといつています。今でも、体制とか制度とか、国会でもいろんな議論がありますけれども、特に専門職にとって重要なのは、仕事に懸けるプライドというか誇りというものであつて、その喪失というのは専門職そのものの質に影響すると思います。

では、なぞそういうふうに先輩たちは思つたのかといふことなんですかけれども、そのヒントが駐在保健婦という仕組みにあるんじゃないかなといふふうに思つています。

一九五一年なんですかけれども、当時の国民政府は、一定の研修を終えた看護婦を対象に公衆衛生看護婦という資格を更に付与しました。よく公看さん、公看さんというふうに地元では言うんですけれども、これは離島とかへき地の無医村を中心公衆衛生看護婦を駐在させて、感染症管理とか保健指導などを行つて多くの成果を残しています。

復帰後しばらく、沖縄の人たちの平均寿命つて、日本で、男性でも一番長かつたんですね。ある意味、こういつた影響もあつたんじやないかといふ。それだけの効果を上げていたと思うんですけども、実際、村に駐在して、住民の自宅を訪問したりすると、医療処置とかを求められるわけですね。ところが、医師はいません。ただ、看護師たちは対応できる力を持つています。ただ、医師がないので、そこで指示を受けることができないと実施できないわけです。

その矛盾がありました。それで、沖縄医師会と合意の上で琉球政府が公衆衛生看護婦のための処置指針というのを出しています。今でいうと、多くなるんですが、一定の訓練を受けた看護師が、過疎地において一定の合意された手順書を基

にして、指示がなくても一定の医療処置を行ふといふルールだと思います。これが実はあります。それに基づいて実際、現に処置が行われていました。そういう事実があります。

ある意味、これは、医師から独立して対象者に自律的にプライマリーケアを提供して、指示がなくとも自らの判断で医療処置を行うことができる看護師。これは世界的にはナースプラクティショナーといつて既にアメリカ始め幾つかの国で導入された制度なんですかけれども、この原型が既に復帰前の沖縄にあつたということだと思います。

翻つて、今、少子高齢時代になりました。医師が少ない地域、まだまだたくさんありますし、また施設で見ても、福祉施設とか、本当に医師いません。そういう場所でむしろ自律的に看護を行なう制度というのは推進すべきじゃないかというふうに思つています。

また、もう一点、沖縄はすごいなと思つことがあります。当時の看護婦たちは島の隅々まで広がつて住民の命を守つてきたわけですから、そのプライドがありました。このプライドは、実はまだ沖縄の看護のリーダーたちの中に脈々と続いているなどいふ感じです。

沖縄の県立の看護大学、という大学がありますが、そこは、大学院の授業なんですかけれども、もちろん学生が来てもらつて大学院の授業をやるんですが、それは別に社会人向けの授業として、学生が今まで沖縄の島のプライマリーヘルスケアを支えてきた、だから私たちも全ての方針があつたんですね。完全に先生のボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

なぜこれができるかというと、実はその学校の沖縄の先輩たちが今まで沖縄の島のプライマリーヘルスケアを支えてきた、だから私たちも全ての島でちゃんとしたケアが受けることができるようになつた。先輩の努力を引き継いでいかなければならないんだという、こういつた思い一本なんですね。この思いの下に今そういつた教育をやつていて、実際に、その島の看護が支えられているんだと思いま

す。

こういつた姿勢を見るときに、やはり沖縄の考課を、月に一回もないといふに言つてしまつた、ほとんどしなくとも、住んでいる島で、衛星放送で授業を受けることによつて大学院を卒業できます。言つてみたら、教育できますので、大学院生でありますながら、沖縄本島に飛行機とか船で移動を、これまでの公衆衛生看護婦の話じゃ、ほんとしなくて、住んでいる島で、衛星放送で授業を受けることによつて大学院を卒業できます。

これが非常にいいことだと思うんですけれども、これは突き詰めて考えたらこうしたことかなうです。

その矛盾がありました。それで、沖縄医師会と一緒に、一九七一年なんですかけれども、沖縄医師会と合意の上で琉球政府が公衆衛生看護婦のための処置指針というのを出しています。今でいうと、多くなるんですが、一定の訓練を受けた看護師が、過疎地において一定の合意された手順書を基

けたいと思つても、なかなか受けられないか、若しくは受けてしまつたら島を出るしかないんですけれども、こういつた仕組みがあれば、島の人材の育成と、それから島の人材の確保をセットで行なう仕組みだと思うわけです。教育を受けることができれば島に残りたいといふ人もいるでしようし、逆に、ひよつとしたら、島で働いて同時に教育も受けたいといふに島に来る人もできるかもしれません。それなら、島で働いて同時に教育も受けたいといふに島に来る人もできるかもしれません。そういう意味、地方創生という観点から見ても恐らくこれは全国に広がつていよいよな仕組みだと思いますが、なぜこれを沖縄県立看護大学がわざわざやつてあるかと云うことなんですか。これは本当に大変であります。先生たちは昼間学生を見ます。と同時に、社会人コースですから夜になつたら学生がそれぞれ集まつてくるんですけども、昼間見た後に、更に夜にも改めて授業をやつてゐるんですね。完全に先生のボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

なぜこれができるかというと、実はその学校の方針があつたんですね。それは、私たちのボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

これは本当に大変であります。先生たちは昼間学生を見ます。と同時に、社会人コースですから夜になつたら学生がそれぞれ集まつてくるんですけども、昼間見た後に、更に夜にも改めて授業をやつてゐるんですね。完全に先生のボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

これは本当に大変であります。先生たちは昼間学生を見ます。と同時に、社会人コースですから夜になつたら学生がそれぞれ集まつてくるんですけども、昼間見た後に、更に夜にも改めて授業をやつてゐるんですね。完全に先生のボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

これは本当に大変であります。先生たちは昼間学生を見ます。と同時に、社会人コースですから夜になつたら学生がそれぞれ集まつてくるんですけども、昼間見た後に、更に夜にも改めて授業をやつてゐるんですね。完全に先生のボランタリーな気持ちでやつてゐるわけです。もう志一本といふうに言つていました。

以上二点をまず厚生省にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○政府参考人(福島靖正君)お答えします。

へき地を含めまして高齢化が進んでいくという状況にございまして、二〇一二五年問題もあるわけでございます。そういう中で、これまで以上に在宅医療等を進めていく必要があると私ども考えておりまして、昨年成立了医療介護総合確保推進法の中で、保健師助産師看護師法の一部を改正するということで、特定行為に係る看護師の研修制度、これが創設をされたわけございま

す。これはこの十月一日から施行することになります。

この制度でござりますけれども、看護師が医師の判断を待たずに手順書によって一定の診療の補助を行うことを可能にすると、こういうものでございまして、この制度が普及することによりまして、在宅医療等において看護師がこれまで以上に活躍できるようになると、このように私ども考えております。

今後、その在宅医療等を進めていく上で、看護師を計画的に養成していく、そのためにも、一人でも多くの看護師の方にこの特定行為に係る研修

を受けていただけるよう私ども厚生労働省としてもこの十月の施行に向けて準備を行つてしまつたと考えております。

それからもう一点、通信教育の看護師教育における取り入れという御質問でございます。看護師の養成教育におきましては、専門的な知識あるいは技能の習得に加えまして、患者さんとのコミュニケーション、あるいはほかの医療従事者とのコミュニケーション、こういう能力の習得も必要であるということで、グループワークであるとかあるいは臨地実習、こういうものを含めた対面での教育というものを原則としておるわけでございます。

ただ一方、昨今の情報通信技術の発展、こういふものを踏まえますと、委員御指摘のとおり、例えばインターネット等を用いて通信を含めた遠隔教育、こういうものを行うことによって幅広い地域で教育の機会が得られる可能性もあると考えております。

厚生労働省いたしましても、看護師養成教育の質の担保、これをしつつ、どういう教育内容あるいは教育環境であれば遠隔授業が可能であるか、どういう条件があればできるかということについて有識者の御意見も伺いながら検討していくたいと考えております。

○石田昌宏君 是非前向きに進めていただきたいと思います。

もう時間がないので、あと一言なんですが、沖縄の看護が、沖縄からむしろ日本を変えていくという、そういった姿勢が大事だと思います。今のその一点も同じ姿勢なんですね。

これ、偶然できたらんじやないんですね。実は、アメリカ政府統治下の時代に、アメリカから看護指導者、実は結構地元では有名なんですけれども、ワーチャースさんという方が実は看護の全体の指導者として来ていて、その方の方針が、幅広い知識を持つ質の高い看護管理層つまりリーダーの育成にありました。それに基づいていろんな教育をしていたというのがあります。

アメリカの看護指導者の教育の結果どういう影響が自分たちにあつたんだろうかというアンケートがあるんですけれども、それを読んでみると、確かに何ができるかということも検討していきたかったことの一一番が看護教育の基盤の整備ができたということ、続いて看護指導者の人材が、リーダーができてきた、それから看護専門職としての意識改革ができ、そしてまた看護職者としてのプライドをつくることができた。さらに看護の社会的な地位の向上が得られた、こういったことがアシケート結果に出ています。つまり、単なる技術者とかそういう意味の教育ではなくて、看護専門職能としての誇りとかプライドそしてリーダーシップに重点が置かれた教育をしていた、その結果、沖縄ではこういう発展が起きたんだと思いま

つまり、看護が遅れたという、こう感じた背景には、誇りの高い教育とそして自律した実践があつて、それを抑圧されたことに対する対して遅れたといふふうに感じたんだと思います。翻つてみたら、今の看護に関しても、人の確保の話とか労働環境の改善つてたくさんあるんですけども、実は、大事なことは専門職業人としての誇りを持てる状況をつくることであつて、それこそが看護の質の向上につながつていくんだと思います。

沖縄からは非日本全体を変えていくといった思いでまた私もこの委員会等に臨んでいきたいといふふうに思ひますけれども、最後に大臣の方から、もし感想でもあれば一言お願ひしたいと思います。

○藤田幸久君 民主党の藤田幸久でございます。まず、昨日、フランスの南部におきましてドイツの航空機事故が起きて、百数十名の方々がお亡くなりになつたようであるということに対しても、心からお悔やみを申し上げます。その上で、岸田大臣に一言申し上げたいことがございます。

昨日一時頃、私の友人から電話が掛かってまいりました、その息子さんとその友人がバルセロナを昨日立つことになつてました。その当時、日本人二名がその搭乗者に含まれているということ大変心配でお電話いたしました。一時過ぎですから外務省に連絡を取りようもないと思いつつ、外務省の代表番号に電話をしましたところ、録音メッセージで、その安否等、邦人に關することについてはこのダイヤルを押してくださいといふことでダイヤルを押しましたところ、当直の方にながら、事情を申し上げましたところ、十分後ぐらに領事部の方からお電話が参りまして、私の友人の息子さんの名前はないといふことで安全が確認されたということでございまして、数年前も

でございまして、先ほど厚労省の方のお話にもあ

りますが、今、そういうような形で二十四時間の対応を領事部を含めましてやつていらっしゃるとい

うことで、外務省の対応に心から敬意を表し、外

交官の皆さんに対する御礼を申し上げておきたい

というふうに思います。

その上で、まず辺野古の問題について、この前視察をしてまいりましたのでお尋ねをしたいと思

いますけれども、まず五年以内の運用停止とい

うことについて前仲井眞知事の方から強い訴えがあつたわけでございますが、それに対しましてちょっと資料を幾つか、ページ数を入れていないので恐縮ですが、上から四枚目ですかね、これは昨年の九月にアメリカのロックリア太平洋軍司令官が、ペニタゴンで開かれた記者会見におきまして、この二つ目の段落でござりますけれども、このいわゆる普天間の五年以内の運用停止について、私の知る限り日本政府からの要請はない、とにかくして頑張つていただきたいと思ひます。

○石田昌宏君 大臣にも是非リーダーシップを取つて頑張つていただきたいと思ひます。

○藤田幸久君 ありがとうございました。

そこでつきまして、翌日か同じ日だろうと思

いますけれども、江渡防衛大臣、次のページを御覧いただきたいたいと思ひますけれども、記者の方が、アメリカのロックリア太平洋軍司令官が聞いていないと、打診されていないことについての質問をしました。それで、二つ目の段落のAでござりますけれども、済みません、アンダーラインを引く時間がなかつたので、二つ目の、上から二つ目のバラのAですね、答えですけれども、二行目の最後の部分、五年以内の運用停止に向けて、私たちもできる限り、工事等々においても早急にできることから頑張つていただきたいと、で、答えておりません。したがつて、次のQですね。また、記者の方から、日本政府としては公式に打診をしたというような認識なのか、アメリカ側と認識のずれがあるようですがと聞かれたのに対して、次

のAですけれども、アンサーですが、その辺のと

ころも踏まえながら、関係部局等とは米側とも話

合いを進めているというふうに私は考えておりま

すと。ただ、相手国がどのような受け止め方をして
いるかということになりますと、私もきちんと
その辺のところの報告を受けておりませんのでと
言つております。それから、一番下のAですね、
最後の答えですけれども、沖縄県の皆様方と協議
会等々で話し合つた内容というのは、すべからく
報告されていると私は思つております。
つまり、日本政府として方育省なりの方からア

とは一言も今副大臣はおつしやつていなかつてしまり、負担軽減などいうことについてはおしゃつてゐるけれども。

それから二つ目の答えについては、これはアメリカ側の問題だとおつしやつてゐるだけで、日本からアメリカ側に要請したということは一言おつしやつていないということですね。

て説明と。
つまり、先ほどの副大臣もそうですし、この
の答弁書もそうですし、岸田大臣のケリー国務
官に対しても、負担軽減は言っていますけれ
ども、五年以内の運用停止は一言も言っていな
いこととで間違ひございませんですね。
○國務大臣(岸田文雄君) 先ほども防衛副大臣
の答弁書があつたが、音大問題で貿易のECE

たように、実際は、私からケリー国務長官に対し
まして、普天間飛行場の五年以内の運用停止を始
めとする四つの項目、これにつきまして、しつか
りと伝え、協力を要請しております。首脳、外相
会談においても、あるいは電話会談においても
はつきり伝えております。総理も、オバマ大統領
にこれは伝え、協力を求めていると承知をしてお
ります。

メリカ側に伝えているということは一言も書いていないわけですが、これについて、防衛副大臣で
しょうか、これは当時の江渡防衛大臣が答えたことでござりますので、防衛省としては、つまり協
議会以外からはアメリカ側には正式にこういう要
望を出していらないということによろしいでしよう
か。

マ大統領にも安倍総理から説明をしたり、中谷
臣からヘーゲル国防長官、江渡防衛大臣から
ヘーゲル長官に電話会談においてまた協力を要
しておりますが、それ以上の協議の詳細につい
ては、相手方のこともありますので、お答えは差
控えさせていただきたいと思います。

○藤田幸久君 今も明らかなように、五年以内

○藤田幸久君 これだけ重要なこと、危険除去の項
前提として、かつ埋立許可の前提としての五年以内の運用停止ということがあつたわけで、それだけ重要なことが答弁書にも書いておられない、それからその談話でもない、あるいはその取決めでもないという形であるということは、もし本当に、その五年以内の運用停止ということを、協議

今いろいろお話をうかがった中で、この普天間飛行場の五年以内の運用停止を含む仲井眞前知事からの要望については、これまでの各種機会を捉え、米国に對して様々なレベルから明確に、沖縄の負担軽減に向けた米国の協力を要請してきました。これに対しても、米国からも負担軽減のコミットメントが示されております。

例えば、昨年の四月でございますが、安倍総理からオバマ大統領に対し説明を行い、オバマ大統領から沖縄の負担軽減に引き続き取り組みたいとの発言があつたほか、本年の一月の中谷防衛大臣とヘーゲル国防長官、當時でございますけれども、との電話会談でも、また昨年の九月の江渡防衛大臣とヘーゲル国防長官との電話会談においても、沖縄の負担軽減について協議を要請したところでございます。

申し上げた資料の次のページに、済みませんが、これは照屋寛徳議院議員の質問主意書でございます。ちょっとお手元に置いておいてください。それで、この答弁書についてお尋ねいたします。この答弁書は、五年以内の運用停止について細かく書いてあるので、その点をもう少しお聞きしたいと思います。

答弁書が出ております。答弁書の題目は「普通飛行場の五年以内運用停止」等に関する質問主意書に対する答弁書でございますが、この一ページを御覧いただいて分かるように、五年以内の運用停止つて一言も書いておりません。つまり、質主意書は細かく五年以内の運用停止について聞いているのに、対する答弁は一言も書いておりま

○藤田幸久君 お言葉ですが、この答弁書の一事に、天衆以て、こと、全用間に、せば、いふことから、いふことの如きを、おつしやつたので、会議が付け足すようにおつしやつた、始めとすつまり五年以内の運用停止を始めとするといふなことも全然書いていないんですね。

これ、項目自体が、全体が、多分、質問主章を御覧になつていただくと、五年以内の運用停止は十回ぐらい出でている、もつと出でているかもしない。で、題名もそうであるのに対して、答弁書に一言も書いていない。しかも、今おつしやつた五年以内の運用停止を始めとする四項目すら、いふことを書いていないといふことは、おつしやつていふということしか、これどう考へたつて、子供

要旨したとしうるを出していただきたいと思ひます。でなければ、これ、国民として、日本政府がアメリカ側に言ったということは全然何もないわけですね。それを是非約束して提出をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○國務大臣(岸田文雄君) まず、先ほどから再三申し上げてゐるようにはつきり伝えております。そして、先ほど申し上げたような申入れを行つてゐるわけですが、これ、外相会談でのやり取りあるいは電話会談でのやり取り、この具体的なやり取りそのものを表に出すということは外交慣行上、今までになかつたことだと思います。それを出せと言わっても、今ちょっととにかくどういった形でこれを出したらいいのか、ちょっとと今思い付きません。できる範囲でお示ししたいと思ひますが、それは検討を要するものではないかと

今お話をありました、ついてですけれども、日本側からの説明や要請をどの範囲で共有できるかは米国内の問題でありまして、防衛省としてはコメントする立場ではないと思っております。

それで、岸田大臣、この答弁書の下の方の六つ
ついてと/orうところで、平成二十六年二月七日
日米外相会談において、岸田外務大臣からケリ
国務長官に対し云々云々と。次の行に行きま
で、十七日の沖縄政策協議会における沖縄の傳
軽減に関する仲井眞沖縄県知事からの要望につ

見たって、そういうことは一切この答弁書に書いていいわけですから、日本側からアメリカ側に伝えているわけですが、それで何が問題か。沖縄の仲井眞知事に対しては、そういうことは、沖縄の仲井眞知事の要望をアメリカ側に伝えていないとこれからの要望を得ないと私は思いますが、いかがですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほども申し上げましたが、

○藤田幸久君　ということは、仲井眞知事はこれを前提に埋立てを了了解をしたという流れだったと思ひますけれども、それに対して、日本政府の方があそいういう言い方でもつてそれを証明できないと、いうことになると、この埋立ての工事の準備等が

進んでいること 자체の大義といいますか、根拠がなくなってしまうということになると思いますけれども、今、重要な局面において、私はこの前提が、確認が、日本政府がやつぱり、沖縄県民に対する誠意の面からしても、あるいは前仲井眞知事に対して大変評価をされておられる、仲井眞前知事に対する大義という意味からも必要なんだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣（岸田文雄君）　政府としましては、仲井眞知事の四項目の要請、これは大変重要な御要請であると受け止め、そして今全力でその実現に向けて努力を続けております。そして、これからも相手のあることながら、できることは全てやる、こうした方針でしっかりと取り組んでいかなければならぬと思っております。

おります。それを表に出すといふことについて
は、現実にどのようなことが考えられるのか、
ちよつと検討をさせていただきたいと存じます。

あと、参考までにちょっとと申し上げます。
平成二十六年四月二十四日、外務省が発表しま
る。この日も、吉田尚美は炎光院にて書籍「うらら」にて。

した日本首脳会談概要という文書があります。その文書の「一、日米関係」という部分の中に、この首脳会談において安倍総理が発言した内容とし

まして、同飛行場の五年以内の運用停止を含む沖縄県知事からの要望には、我が国としてできることは全て行うとの姿勢で対応するとの考え方である

ので、米国と十分に意思疎通をしつつ検討していくべきだ」旨の記述が載つております。これは、日米

盲聯会誌後 夕暮省から公にしている書類であり
○藤田幸久君 いや、今のは私も読みましたけれど
ます。

ども、検討することを、意恩疎通を図つていくと
いうことを言つてゐるだけで、日本側から要望し
たというは書いてないんです、それ自体も。
それから、先ほど来から外交上の問題があると
おっしゃつてゐるけれども、このいわゆる質問主
意書に対する回答であるならばアメリカは関係な
いわけですから、アメリカ側にそういうことを要

請しただいことを書いていいのをあえて書いていないこと自身が、これ外交の問題じゃないですよ、これは、日本側から要望したということを書けばいいわけですですから、それが書いてないこと自身は、私はこの答弁書は非常にまずいということを指摘しておきたいと思います。

その上で、この数日間問題になつておりますいわゆる工事の作業停止指示等について質問させていただきたく思います。

臣、この岩礁破壊の定義をおつしやつてください。
まず、どなたにお聞きしましようかね、山口大臣
がございまして、これは防衛局、防衛省の方であろ
うと思ひます。

まして、この隆起形態を変化させる行為が破碎であるというふうに解しているところで、「さじま」と

○藤田幸久君 岩礁破碎というのは、普通にはそうじやなくて、海底の岩石とサンゴ礁を破壊し、

岩石や土砂を採取する作業というのが一般的な定義だうと思つています。今防衛省の方がおっしゃつたのは、何か作日もそういうことをおつ

しゃつて いる ようで すれども、普通は 岩礁破壊
といふのは そういう 海底の 挖削等々に 関するこ

であります。
それからもう一つは、この岩礁破碎の許可とい
うのは、許可を出したのは沖縄県ですね。した

がって、先ほど局長がおつしやった定義はあくまでも許可された側の話でありまして、許可をした側がこの文書の解釈についてよ、これは解釈の大

普通に言つうところの、海底の岩石とサンゴ礁を破
壊するなど、生態系に対する影響が大きいと指摘さ
れていた。しかし、この問題は、必ずしも「生態系保
護」の観点から議論されるべきではない。なぜなら、
生態系保護の観点から見ると、サンゴ礁は「生態系」
であり、「生態系」を「破壊」する行為は「生態系保
護」の観点から見て「生態系保護」であるからだ。
つまり、生態系保護の観点から見ると、サンゴ礁を
破壊する行為は「生態系保護」である。

壊したといふことが岩礁破碎の定義になるんだろ
うと思いますけれども、時間がないので次に行き

ますけれども、したがつて、それも含めてこの許可ということが私はやっぱり重要な意味を持つというふうに思います。

その上で、この資料の三枚目ですね、これが去年の八月、これは仲井眞知事ですからね、仲井眞知事が発出をしたいわゆる許可の文書でございますけれども、その六番のところ、「漁業調整その他公益上の事由等により、別途指示をする場合は、その指示に従うこと。」とあります。

一般論として、この中尾規制の方から、あるま

○副大臣(左藤章君) 一般論としては、先生の
おっしゃるとおりだと思います。
○藤田幸久君 ということは、まさに二日前ですか、いわゆる作業停止指示が出ましたですね。ということは、それに従うというのが原則ですね。
いかがですか。

○政府参考人(中島明彦君) お答え申し上げます。

一般的には、今先生がおこしやいました、副大臣の方からお答えさせていただきました、まさにここにござります漁業調整その他公益上の事由等

により別途指示があつた場合その指示に従うといふことだと思います。しかしながら、今般沖縄県からの指示につきましては、我が方が作日沖縄県

の方に沖縄防衛局の方から意見を述べておりますけれども、今般の指示につきましては違法性があ

るものであつて無効であるというのが防衛局の見解でござります。

し上げますけれども、一つは、先ほど申し上げました岩礁破碎についての理解が誤っていること、それから二つ目に、怪鳥でござりますけれども、

アンカー設置などにつきまして許可を今まで不要とするという県の指示に従つてやつていたといふ

ことであること、さらに、他の事業との公平性に欠けるということです」といいます。さらに、権限の

濫用、最後に、行政手続法などに違反していると、こういう点を申し述べまして、さらに、今般の許可につきましては、これは水産資源保護法に基づく法定受託事務として県が許可の法令上の手続きを行つておるということございまして、この法令の所管省庁でございます農林水産大臣の方に、事業者たる防衛局としては不服であるということで審査請求などを昨日手続を取つたところでござります。

○藤田幸久君 今日は、参考人は私が指名したときのみ答えるということになつておりますので、今後は答弁をしないように。というのは、時間ばかり費やしてしまいました。

その中で、権限濫用とおっしゃいましたが、沖縄県の何が権限濫用で、それから、少なくとも民意に応じて当選をした知事、そして去年の衆議院選挙あるいは名護の市長選挙等も含めまして民意がはつきりしている中におきまして、この沖縄側の方から、ある意味では調査に関する必要性があるとので停止の様々な要望が来たのに対して、今まで工事を強行してきたこの方が権限濫用といふふうに一般国民から見れば思うわけですが、その点について副大臣、答えてください。今までの方が、むしろ国の方が権限濫用と思われるんではないかと思いますが、いかがですか。

○副大臣(左藤章君) 今、参考人も説明をさせていただきましたけれども、作業停止の指示する文書をいただきました。昨日、お話をありましたように、沖縄防衛局の職員が県庁を訪れて、本件のアンカーの設置は地殻そのものを変化させる行為でなく岩礁破壊には当たらない、そして、今般指示でコンクリート製構造物の設置が許可申請外の行為であるとしたことは以前より沖縄県が沖縄防衛局に対しても示した内容に反することと、それから、沖縄県内で國を事業者として行われた同種事案においても本件と同様のアンカーの設置は岩礁破碎許可手続の対象とされていないこと……(発言する者あり)ええ。でございますので、また、アンカーの設置理由については全ての施工区域における

がつてきていると。したがつて、いわゆる基地の依存度、沖縄経済におけるですね、というものは非常に下がつてきていると、そういう前提におけるこの沖縄の基地問題への対応というのが非常に重要だと、ということを学んできたわけですが、その認識については、山口大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(山口俊一君)　ただいま先生から御指摘いただいたとおり、沖縄県の調査によりますと、お話しのとおりで、昭和四十七年は一五・五%だったものが平成二十四年には五・四%といふふうなことで、いわゆる県民の総所得に占める軍関係の受取の割合、言わば沖縄の経済が大きく進展をする中で、軍関係の受取は当時と比べて伸びてはきておるもの、軍関係の受取の占める割合は低下傾向にある、沖縄県経済に与える効果も相対的に低くなつてきておるというふうに認識をしておりますが、同時に、県民総所得が大きく伸びたというふうなこともこのペーセントには影響しておるのかなというのが若干のこの数字を見た私の思いでございます。

○藤田幸久君　もう一つの、沖縄の米軍基地に関して言われるのはいわゆる抑止力ということでござりますけれども、最近、沖縄と尖閣の問題が関連付けられることがあるわけですが、私はまたちょっと別の意味だらうと思っておりますけれども。このいわゆる尖閣諸島に関してよく、施政権は日本にあると、したがつて日米安保の対象であると言われるわけですが、一方で、アメリカはいわゆる領有権問題、領土問題についてはコミットしないといふことを言つてゐるわけですからね、ということは、施政権は日本にあるけれども、領土問題になつた場合にはアメリカは関わらないと。

ということは、仮に沖縄から尖閣方面に関して、例えば日本と中国との間においていろんな可能性が出た場合にアメリカはそれに直接関わらないと、軍事的には、といふふうに考えていいわけでしょうか。これは、岸田外務大臣　お願ひいたします。

○國務大臣(岸田文雄君) 日米安保条約五条ですが、日本国の施政下にありますから、日本国が、日本国の施政下にある領域における日米いすれか一方に対する武力攻撃に際して共同対処を行うこと、これを定めています。

米国政府は、尖閣諸島が日本国の施政下にありますこと、この米国の立場、累次の機会に表明しています。米国政府の最高責任者である大統領からも、明確にこの日米安保条約のコミットメントを述べられています。昨年の日米首脳会談の場においても、またその後発せられました日米共同声明の中にもこれを明確に記載をしております。そして、同様の表明は、ケリー国務長官からも、またペイゲル前国防長官からも様々な機会に表明されています。

我が国としましては、安全保障環境、厳しさが増す中になりました、我が国の防衛力、適切に整備することと併せて、日米安全保障の下、米軍の前方展開を維持して抑止力を確保すること、これは大変重要な課題であると考えています。

○藤田幸久君 尖閣の有事の際に在沖米軍はどういう対応をするのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日本国の施政下にある領域において日米いすれかに対しまして武力攻撃が行われた場合には、日本と米国、共同してこれに対処する、これが日米安全保障条約第五条に定められています。これに従つて日米で共同対処を行ふことになると考えます。

○藤田幸久君 尖閣の有事の際に、つまり在沖米軍が共同に、日本の自衛隊とともにいわゆる出動をするというふうに聞こえましたが、よろしいですかね。

○国務大臣(岸田文雄君) はい。

日本の施政下にある領域において日米いすれかに武力攻撃が行われたならば、日本と米国、共同して対処する次第です。

の様々な関係が強くなつております中において、アメリカはそういう形で日本を取り巻く安全保障の変化に応じて、日本が近隣諸国との様々な問題が起きたときにそれにアメリカが巻き込まれるといいますか、ということについてはむしろ抑制的な意向を持つてゐるかのように私は認識をしておりますけれども、むしろ逆だというふうに大臣が認識をされているというふうに理解をしてよろしいわけですね。

○國務大臣(岸田文雄君) ただいま申し上げましたのは、日米同盟にとりまして大変重要な日米安全保障条約第五条に定められてゐる内容であります。この第五条に従つて日本と米国が共同で対処するということ、これは当然のことであり、これは両国の信頼関係に基づいてしっかりと行われることであると思つております。

○藤田幸久君 アメリカの沖縄に占める軍事的な構成を見てみますと、海兵隊が圧倒的に多いわけです。空軍、陸軍に比べまして、ますます海兵隊の比重が深まつてゐる。もちろん、海兵隊が実際にには沖縄に駐留している人數、時間等は非常に半分ぐらいとか言われておりますけれども、たゞしかし、米国本土外にある海兵隊の基地、そして地球のかなりの部分をカバーしてゐる。そんな中におけるこの海兵隊があつて、そして今、有事の際にはこの在沖の米軍がそういう形で出動するということは、私は非常に重要な答弁をいたいとおもつておりますので、また今後いろいろな機会を通して聞かせていただきたいと思っておりります。

時間が参りましたので、質問を終わります。

○河野義博君 公明党の河野義博でございます。

沖縄関連で山口大臣に質問させていただきま

の自立経済を構築するといったことに転換を図つてまいりました。また、現行、五次計画に一応位置付けられますけれども、平成二十四年の沖縄振興特別措置法改正以来、一括交付金という制度を新たに設けまして、この制度自体も間もなく三年を経ようとしております。復帰から様々な取組を行い、実現できたこともたくさんあれば、一方でまだまだ結果を残せていない分野もございます。そこで、政府として、これまで長年にわたって取り組んできた沖縄振興に対する取組、そしてもう一つは、三年間たったこの一括交付金制度に対するそれぞれの評価、政府としてどういう評価をしておられるのか、大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(山口俊一君) この沖縄振興策につきましては、昭和四十七年の本土復帰以来、様々な施策を積極的に講じてきた結果、社会資本を中心とし、本土との格差は縮小してきたと、現在では魅力ある観光地となって、情報通信産業あるいは物流の分野においても大きな発展を遂げてきておるというふうに考えております。

観光収入にしましても、昭和四十七年には三百二十四億円、平成二十五年には四千四百七十九億円というふうなことになつております。また、御指摘の沖縄振興の一括交付金、これにつきましては、より的確かつ効率的に、効果的に施策を展開をするために、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施ができるものということとして、お話しのとおり、平成二十四年度に創設をいたしましたわけでございますが、このうちソフト交付金、これにつきましては、学習支援員の配置とかあるいは電子黒板の整備といった教育分野、また離島住民等の交通コストの支援とか離島振興分野、また福祉、観光、産業振興等々、幅広い分野に活用されておりまして、ハード交付金につきましても社会基盤の整備に活用されておりまして、共に沖縄振興に大きく寄与しているものというふうな認識を持っております。

ただ一方、これは、一括交付金というのは大変

自由度の高い交付金でありますので、やはり県の事後評価を踏まえたいわゆるP D C Aサイクルの確立が重要でありまして、実は、本年度より一層効果的に活用されるよう取り組んでいくという必要があろうと思つております。

いずれにしても、本土復帰以降の政府の取組というのは沖縄の発展に大きく寄与しておるというふうな認識はしておりますが、一方において、沖縄には、一人頭の県民所得が依然として全国最下位、差は縮まりましたが全国最下位、失業率も全國平均に比べて高い水準であるというふうなことで、課題もまだたくさんあると言わざるを得ません。こうした課題を克服しながら、沖縄の振興予算が一層効果的に活用されますように、沖縄振興につきましては総合的、積極的に推進をしてまいりたいと考えております。

○河野義博君　まだまだ残された課題もありまして、県民所得、失業率の問題、改善をしていかなければなりませんが、それに向けての大きな基本的な取組に教育の問題があるうかと思つております。

沖縄県の教育環境を取り巻く件についてお伺いをいたします。

平成二十四年に定めました、先ほど申し上げた第五次計画、国の沖縄基本計画にも、また県の独自の振興計画の両方において、教育、人材育成との構成要素を担つております。一方で、沖縄の地理的、歴史的な背景から、教育を取り巻く環境と後ほど文科省にも伺いますけれども、まず沖縄振興の担当大臣として、その特殊性、沖縄の教育を取り巻く特殊性どのように認識をされておられるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(山口俊一君)　先ほどお答えを申し上げましたように、沖縄振興に関しましては積極的

にいろいろと施策を講じてきたところではあります、やはり県民所得等々問題がありますし、同時に、離婚率とか一人親世帯の割合につきましても非常に高い状況にございます。母子世帯、父子世帯共に実は全国一位というふうなことで、沖縄の教育を取り巻く現実には大変厳しいものがある、というふうな認識をしております。

また、学力につきましても、例えば沖縄の小学校の成績、これは相当上昇してまいっておりますが、中学校の成績につきましては、全国平均との差、これも縮まつてはおりますが、依然全国最下位を脱出できない状況が続いておりまして、内閣府としましても、例えば沖縄振興の一括交付金、この活用によってこれらの課題解決に向けて、一人親への就労支援とかあるいは子供の学習支援など、沖縄県や市町村の取組を今支援をさせていただいているところであります。

○河野義博君　地元どしつかりと連携をして取り組んでいただきたいと思っております。

今日は、お手元に資料一枚御用意をしております。カラー両面の一枚物でございますが、NPO法人がございます。先ほど大臣からも御指摘をいただきましたように、沖縄を取り巻く教育環境、大変厳しいものがございます。そんな中、公明党が長年支援をしてきましたのがこのアメラジアンスクールでございます。

アメラジアンスクール・イン・オキナワというNPO法人がございます。先ほど大臣からも御指摘をいたしましたように、沖縄を取り巻く教育環境、大変厳しいものがございます。そんな中、公明党が長年支援をしてまいりましたが、このアメラジアンスクールでございます。

アメラジアン、これはアメリカ人とアジア人を掛け合わせた造語なわけですけれども、沖縄県では毎年二百七十人から三百人のアメリカ人を誕生していると言われております。こ

まず、文科省として、このアメラジアンスクール、どのように認識をされているのか、お聞かせください。

○政府参考人(山脇良雄君)　お答え申し上げます。いわゆるアメラジアンと呼ばれる子供の就学機会を確保するということは重要な問題であると考えております。先生御指摘のアメラジアンスクール・イン・オキナワがこうした子供たちの就学機会の確保にこれまで大きな役割を果たしていくだ

いでいるものと認識をしています。

また、このアメラジアンスクール・イン・オキナワへの支援に関しましては、来年度、平成二十七年度から文部科学省において実施することとしております定住外国人の子供の就学促進事業の活用が可能であると考えているところでございま

す。

具体的には、この事業は、公立学校での就学に問題を抱える子供たちの就学を促進するために、日本語の指導でありますとか教科指導などを行う都道府県又は市区町村に対する支援を行うものであります。この事業では、地方自治体が見知りをするNPO等の団体に対して支援することも可能な仕組みとなつております。

文部科学省といたしましては、この支援事業について、関係の自治体に対して丁寧に情報提供を行つて、アメラジアンの子供たちの就学機会の確保等が図られるように努めてまいりたいと考えてまいります。

○河野義博君　アメラジアンとして、国際児たち、言語の問題や人種差別を受けて学校に通えないくなってしまった、その貴重な受皿として、宜野湾市のみならず県下から子供たちが通う法人なわけですが、資料をもう一度御覧いただきたいんですけれども、文字がたくさんある方のページでございます。

その下の沿革にございますように、様々な事業委託や財團による支援を受けているんですけども、これ、長続きをしていないんですね。やっぱ

り単年度であつたり、長くても三年の支援を綱渡りをしながら、公的な制度のはゞまで、あるいは必死に努力をしているという中で、やはり公的な枠組みで長期的にしっかりと安定した支援を受けらるよう、私、そういうふうに考えております。

文科省から今御案内がありました平成二十七年度事業、この事業、実態としましては、現場は、こういう補助金があるというのは、使えるというのを知りませんでした。県には伝わっておりましたが、市には伝わっておりませんでした。県も市も来年度の予算はもう決まっておりますので、申込みが可能かどうかを含めて、今、公明党の県議、市議ともしつかりと連携をし、地元の行政に要請をしておりますが、まだその状況というのを見えておりません。

こついう状況があるわけであります、県任せの支援事業であつてはならないと考えております。県がもちろん主体的にやっていかなければならぬけれども、そこでしつかり国が関与していく必要性というのは大きいんだろうと思つております。

これまでのお話を聞いていただきいて、山口大臣の御感想をお聞かせいただきたいんですけども、山口大臣からも、沖縄振興の担当大臣として、文科省を始め国、県、市を巻き込んで継続的な支援が受けられるような枠組みの道筋を是非切り開いていただきたいと考えておりますが、大臣の御決意をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(山口俊一君)　ただいま御指摘をいたしました沖縄県におきましては、いわゆるアメラジアンですね、児童生徒が多数居住をされておりまして、日本語力が不足をしておる等々で、公立学校以外の民間の教育施設、今御指摘ありましたアメラジアンスクール・イン・オキナワ等に通つておられるというふうなことでございます。

文科省の方からも話がありましたが、文科省の支援に加えて、実は国の一括交付金を活用して、もう既にパソコン等を活用した日本語指導教材の

作成等、そういうことを通じましてアメラジアの児童生徒への支援を行つておるところでござります。

しかし、御指摘のお話でもござります。やはり、もう少ししっかりと連携をしながら、そしてこの一括交付金というのは、やはり県の要望といいますか、県の主体性の下にということが大事でありますので、県ともしっかりと相談をしながら、私ども内閣府としても、文科省とも話し合いをしながら取り組んでいきたいと思います。

○河野義博君 大変心強い御答弁、ありがとうございます。

永田町の中で、しっかりと沖縄の気持ちに寄り添う寄り添うという言葉を頻繁に耳にしますけれども、やはり寄り添うだけでは駄目で、やっぱり同じ目線に立つて、一緒に頭を悩ませて、一緒に汗をかいてより良い沖縄の環境をつくっていく、そういうことが求められているんだろうと思います。是非とも大臣のリーダーシップ、期待をさせていただきます。

最後に、沖縄科学技術大学院大学、OIST、これまで一千二百億円以上の規模、予算を使いまして、すばらしい施設と世界最先端の取組、基礎研究、様々な成果も出つつあるわけですから、も、これまでの政府としてのOISTに対する取組、そしてその主要な成果をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(石原一彦君) お答え申し上げま

す。

沖縄科学技術大学院大学、OISTでござります。けれども、沖縄におきまして世界最高水準の教育研究を行うことによりまして、二つの目的、すなはち世界の科学技術の発展への寄与と、それから沖縄の振興及び自立的発展への寄与と、この二つの目的を持って設立され、運営しているところでございますけれども、具体的にどういった点でござりますけれども、まずは、沖縄が科学技術のグローバルな情報発信、交流の拠点に成長する

ことによりまして、沖縄のこういった分野での世界的な知名度が向上するということが一つござります。

それから、OIST等を核といたしまして、そこで生み出される成果を基にいたしまして知的・産業クラスターが将来形成されることによりまして、沖縄に新たな産業が創出されることも期待されております。それから、世界の一流の人材が集まるということでござりますので、地元との人材交流などを通じまして沖縄の科学技術人材の育成や地域の活性化に貢献すると、いろんな面でOISTの沖縄振興に果たす役割というのが将来的に期待されているところでござります。

こうした中で、政府といたしましては、このようないくつかの目的を長期的に達成するために、長期的な観点から十分な財政支援を行うことが必要不可欠と考えております。これまでも内閣府として必要な支援を行つてきたというところでござります。そうした中で、OISTは現在開学三年目といふ段階にござりますけれども、どのような成果が出ているかということで、冒頭申し上げましたよ

うに、いろんな分野で徐々に成果が現れているわけござりますけれども、そのうち幾つか御紹介いたしますと、まず、学術研究ということでありますと、論文、これは非常に質の高い論文が生まれることが期待されておりますけれども、現にOISTでこれまで生み出されました論文の平均引用数、これは引用数が高ければ高いだけ非常にクリティカルが高いということでござりますけれども、これは非常に国際的に著名な大学と比べましても遜色のないレベルに達しております。ちなみに東大の被引用数よりも高水準に行つております。

○儀間光男君 総務省の儀間でござります。

今日、私は、沖縄県出身でもありますし、国会へ来てから余り基地問題をしなかつたんです。理由は、県出身だけに、余りしつこくやるとエゴが前に出たと言われても面白くないから、その代わり、またこうして沖縄県の先生方が沖縄問題をいろいろとやってくださるから、それに身を任せながらということで、多少遠慮してまいつたんですね。

それから、いわゆるベンチャーレベルでござりますが、これにつきましても、まず、昨年の六月にOIST発のベンチャー第一号というものがついに生まれまして、これは、たんぱく質の構造を三次元で可視化する技術を開発して、これを

企業が立ち上がりたというところでございました。さらに、この分野につきましては、従来の研究予算に特に上積みする形で、特定の分野につきまして、いわゆる出口志向の研究をます。

このような現状にございまして、今後、内閣府といたしましても、OISTに期待されておりまして、OISTの目的を達成するために、引き続き適切に支援してまいりたいと考えておるところでございまます。

○河野義博君 開学三年目で既にベンチャーが立ち上がったといううれしいお話をございました。

やつぱり沖縄発の世界を代表する産業クラスターをつくっていきたい、こういう思いを私自身も持っておりますし、最大限のサポートをこれからも続けていきたいと思つておりますので、政府にもそういった取組をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○儀間光男君 総務省の儀間でございました。

今日、私は、沖縄県出身でもありますし、国会へ来てから余り基地問題をしなかつたんです。理由は、県出身だけに、余りしつこくやるとエゴが前に出たと言われても面白くないから、その代わり、またこうして沖縄県の先生方が沖縄問題をいろいろとやってくださるから、それに身を任せながらということで、多少遠慮してまいつたんですね。

時たま皮肉つて、そうであるなら、どうぞ、私が浦添の市長をやつた頃に浦添で約六十億基地収入ありますから、二百七十四ヘクタールの基地がありますから、そつくりお持ち帰りいただいて、基地交付金も取つていいくんですよというふうなことを皮肉たっぷりに言つてきましたが。ところがそれは、そういうことを言つていては本当に理解を得られませんから、今回、沖縄の基地の立ち位置、あるいは経済との関係、基本数字だけ押さえて、あとは担当大臣なりが国民に発信をしていただけ。私どもも一生懸命やるんですが、どうも私ども議員だけの発信力ではなかなか届かないというようなことを前提に、今日は多くをしゃべる側に回ると思うんですが、どうぞ御理解をいただけます。

まず、沖縄県の国土は全国の〇・六%しかな

ちょっと誤認していらっしゃる節が多く見受けられ、聞こえるものですから、あえて今回は、沖縄の基地つてどういう基地だろうと、基地経済つて、あるいは沖縄経済つてどういうことだろうと、いうことを基本的に押さえて、いま一度内閣に思つております。さらに、この分野につきましては、従来の研究予算に特に上積みする形で、特定の分野につきまして、いわゆる出口志向の研究をます。

このように現状にございまして、今後、内閣府といたしましても、OISTに期待されておりまして、OISTの目的を達成するために、引き続き適切に支援してまいりたいと考えておるところでございまます。

○河野義博君 開学三年目で既にベンチャーが立ち上がったといううれしいお話をございました。

やつぱり沖縄発の世界を代表する産業クラスターをつくっていきたい、こういう思いを私自身も持っておりますし、最大限のサポートをこれからも続けていきたいと思つておりますので、政府にもそういった取組をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○儀間光男君 総務省の儀間でございました。

今日、私は、沖縄県出身でもありますし、国会へ来てから余り基地問題をしなかつたんです。理由は、県出身だけに、余りしつこくやるとエゴが前に出たと言われても面白くないから、その代わり、またこうして沖縄県の先生方が沖縄問題をいろいろとやってくださるから、それに身を任せながらということで、多少遠慮してまいつたんですね。

時たま皮肉つて、そうであるなら、どうぞ、私が浦添の市長をやつた頃に浦添で約六十億基地収入ありますから、二百七十四ヘクタールの基地がありますから、そつくりお持ち帰りいただいて、基地交付金も取つていいくんですよというふうなことを皮肉たっぷりに言つてきましたが。ところがそれは、そういうことを言つていては本当に理解を得られませんから、今回、沖縄の基地の立ち位置、あるいは経済との関係、基本数字だけ押さえて、あとは担当大臣なりが国民に発信をしていただけ。私どもも一生懸命やるんですが、どうも私ども議員だけの発信力ではなかなか届かないというようなことを前提に、今日は多くをしゃべる側に回ると思うんですが、どうぞ御理解をいただけます。

まず、沖縄県の国土は全国の〇・六%しかな

い、御承知のとおりです。ところが、米軍の専用基地となると七三・八%、おおむね七四%が沖縄に立地をすると。これはまあすごい話であつて、

県土面積の一〇%余り米軍基地が占めておこで、沖縄本島では一八%が米軍基地が占めているといふような現状にあるわけであります。

まず、それを一つ、御認識あると思うんです
が、こういう現状について、山口大臣は初めての
担当大臣ですから、もう既に御認識はいたいたい
んですけど、いま一度、こういう沖縄の基地の現状
について御所見をいただきたいと思います。

摘のとおりでありまして、日本全体の面積の〇・六%の中に七四%の、全国のうちの、基地がある、しかも沖縄本島の一八%ですか、というふうなことはもうよく認識をしておりますし、同時に、就任前から、いわゆる沖縄に関しては、そうした社会的要因あるいは歴史的要因、さらには離島を多く抱えて遠隔地にあるというふうな地理的因素等々、これらを踏まえていわゆる振興法ができておるわけでありまして、それにのつとつて沖縄振興にはしつかり取り組んでいく。

同時に、様々な問題はあるんですけれども、や

はりそれだけの潜在力もまた一方においてお持ちである。よく申し上げておりますように、出生率もそうでしょうし、私がお邪魔をした折にIT企業がおつしやつておきましたけれども、非常に優秀な若い人材が多いというふうなお話をございました。地理的にも東アジアのまさに中心に位置する、そういうつたものをしっかりと生かしながら、日本経済をそれこそ引っ張っていくようなフロンティナーとして、あるいは我が国、今、日本創生、地方創生ということでやっておりますが、そのモデルケースとなるような沖縄の発展を図つていきたいというふうなことを就任以来考へておるわけでございます。

(備問)男爵　ありがとうございます。
おっしゃるとおりで、いろんな側面から見て、いろいろなことが言えるんですね。私もよく言うのは、今潜在能力のお話あつたんですけど、米軍が沖縄を基地集中したのは、もう戦争前から空撮されて、占領したらどこにどういう基地を造るというゾーン

意程度でヤバまつてはある。

一〇

ニングされたものが残っているんですよ。それでやっているんですが、そのとき言つたのが、沖縄県は、いわゆる沖縄、琉球は、アジアのキーストーンである。これ米軍が言つていたんですよ、キーストーンであると、戦略的に。あれから七十年経過して、今日、今大臣おっしゃつたように、いろんな潜在的能力、若い労働力が必要を起こして発掘できると、もう潜在的な資源がいっぱいあるんですね。

その中で特徴的なのは、いわゆる軍事的にキー
ストーンであるならば、大臣おっしゃったよう
に、日本を牽引するような、ビジネスでもキース
トーンであつていいはずなんですね。理由は、時
は移ろつて人も変わつたんですが、あの島の位置
はそんなに動いていないと思うんです。それなら
ば、琉球王朝時代にやつたデルタ貿易、三角貿易
というんですが、清の国、コリア、大和、琉球
と、これを結んだ交易で繁栄した時代があるわけ
ですが、あれの再現し得る状況になつてきたと思
うんです。

きたいんですが、カラーで二枚の資料です。この一枚目に、赤い色の棒グラフと水色の棒グラフ、あるいは黄色の線グラフと緑の線グラフ。水色は米軍関係収入です。赤色は観光収入です、復帰後

の。それから、緑色は米軍からの受取収入です。それから黄色は観光収入と、こうなつてゐるんで
すが、大臣、先ほど藤田先生の御指摘にお答え
あつたように、復帰時の昭和四十七年は五千億に
対する七百七十七億が米軍のものだつたんです

ね。ところが、私が持っているのは県の資料で、平成二十三年を見ますと、いうと三兆九千億ぐらくなっているんです。復帰当時一五・五%だったのが、今やたったの五%ということですね。ただ、問題は、たったの五%とはいものの、五%を一〇〇として子弟を教育させたり生活をしたりして営んでいる方がおるから無視はできないんですね。少しづつ伸びてはきたんですが、一千二百億

んですが、やはり亦地利をとらうのは非常こ泓、

利用

偏倚度でとまとまっている。
それから、二ページ開いていただきたいんです
が、基地返還前後の経済効果、これどうぞ見ていい
ただきたいんですけど、基地返還後の跡地利用で
上の方に那覇新都心地区とあります。これ、牧港
ハウジングエリアといつたんですが、返還前は軍
用地利用も含めて、基地サービスも含めて五十二
億円だったのが、今日、三十二倍の一千六百三十
四億円になつていて。下、小禄地区の金城です
が、三十四億に対し四百八十九億。あるいは桑
江北前地区、アメリカンビレッジのあるところで
ございますが、三億円に対して三百三十六億。
トータルで、八十九億円だったのが二千四百五十
九億円と、実に二十八倍になつていて。
この数字の動きを見ると、沖縄はもう米軍基地
がなくたつて生活できるんですよ。それがこの数
字を見て、明らかに透けて見えるんです。

あと、嘉手納以南と言われている基地、五基地あります。が、この状況はシミュレーションで数字が出ておりますから、もう時間もないことから、どうぞ御参考に見ていただければ有り難いと、こう思います。

が、お話しのとおり、平成二十四年度において、沖縄県の県民の総所得ですね、これは四兆百六十億円。そのうち、米軍等への財・サービスの提供と、軍雇用者の所得あるいは軍用地料等のいわゆる米軍基地からの要素所得を加えた軍関係受取、これが一千百六十億ということで、おっしゃるとおり五・四%でござります。かつては、これ、昭和四十七年は一五・五%というふうなことでございました。そういった意味では、沖縄県の経済が大きく発展をする中で、軍関係の受取は、確かに当時と比べて伸びてはきておるもの、やはりこの割合というのは低下傾向にあって、沖縄経済に与える効果も相対的に低くなつてきておる

としんぶんに説話をしておられます。これを資料でお示しをいただきました那覇の新都心地区にしましても、返還前が五十二億円の経済効果が三十一倍、千六百三十四億円というふうなことでござります。

んですが、やはり亦地利をとらうのは非常こ泓、

利用

大事だというふうに考えております。今後の返還予定地につきましても、やはり沖縄県あるいは市町村等々とももしっかりと御相談をしながら、いかにうまくやつしていくか。例えば、最近見ておりますと、商業用地の乱立とまでは言いませんが、うちも商業用地をやるんだと、うちも、じゃシヨツピングモールをやるんだ、これではなかなか、お互い競合というふうなことになつて全体経済を考え

あと、嘉手納以南と言わわれている基地、五基地あります。が、この状況はシミュレーションで数字が出ておりますから、もう時間もないことから、どうぞ御参考に見ていただければ有り難いと、こう思います。

大臣、事はどうよろに、こういう状況であつて、国民の一部が、あるいはひょっとすると多くが誤解をしていらっしゃる。沖縄は基地がないと経済が立たないよね、飯食えないよね、あちこちで言われるんですが、そういうことは決してない

私、個人では安保容認派、同盟派ですから、やりますけれど、過重な基地の負担はさせてくれるなと、こう言つてはいるわけですから。
その辺は是非御配慮あつて、皆さん方の、沖縄の現状を発信していくたゞくと、それを最後にお願いして終わりたいと思うんですが、いかがですか。これは外務大臣にも一言。お二人で。○委員長(風間直樹君) 時間が迫つておりますので、簡潔にお願いします。

なつております。

そして、これは沖縄の地元紙の報道にもあります。したが、平成二十七年度に正社員のではあります。が賃金を引き上げるというふうに答えた県内企業が五割を超えておるというふうな報道も実はございまして、県民所得の向上につながる動きもじわじわと広がりを見せておるんではないかなと思っておりますが、いずれにしてもまだ多くの課題を抱えておりますので、私どもいたしまして、も、産業振興を始めとする様々な沖縄振興策を講じることによって、こうした動きを後押しをし、また足らざるきめ細かな部分にもしっかりと対応していくたいと考えております。

○紙智子君 ちょっと、時間が短い中で、答弁で生きるだけ短くお願いしたいんですね。ちょっと、半分までしか来ていないんですけども。

それで、やっぱり伸びてはいるけれども、しかし、なおかつ全国よりも下と、もう本当に低い状況になつていると、いうところを開拓しなきゃいけないけれども、やはり自立的経済の発展を阻害している背景という問題もちゃんと見なきゃいけないと。そこには基地の存在があるといふふうに思いましたし、それは先ほど儀間先生も述べられていました。

もう一つ自立的経済発展の阻害の背景として、内閣府の沖縄総合事務局の発注する公共事業の事業費の五〇%は県外企業が受注をして、沖縄予算是本土に還流する、ざる経済を構築しているという指摘もあるわけですよ。これは、実は沖縄の総合事務局で元仕事をされていた方の指摘なんですが、そういうことなんかも指摘されているわけですから、これに対する認識、ちょっと簡潔にお願いします。

○国務大臣(山口俊一君) 済みません。先ほど、しっかりお答えをしなきゃいかぬということで申し上げましたが。

いわゆる還流しておるという話に関しては、相当沖縄県内業者にというふうな話を聞いておりまので、そこら辺はしつかり今取り組みつつある

というふうに理解をしておりますし、米軍基地云々のお話にしても、確かに沖縄県が策定をされた二十一世紀ビジョンの基本計画、これにおいては、社会的特性として、沖縄県は二十七年に及ぶ云々、本県の振興を進める上で大きな障害となつておるというふうな記述があるというふうなことは承知をしております。

ですから、そういった中で私の一番大きな役割というのは、西普天間始め今後返還をされる基地の跡地をしつかり沖縄の発展につなげていくようになります。

○紙智子君 それで、今回の沖縄の振興予算についても、これまで減額になつたということがあります。これ、もつと本当は減らされる予定だったのが、現地の反対もあってかなり復活をしたということも聞いていますんですけれども、やっぱり現場からは本当にやりたい項目というのはあるし、減らさず沖縄の発展のために必要なところに使うべきだというふうに思います。

それと、儀間先生のお話の中でも、かなり資料も出されていますけれども、私も、もう一つ本当は質問したかったのは、やっぱり沖縄がこれから将来に向かうべき方向というの非常にはつきりしてきているんじゃないかな。それは、やっぱり基地をなくしていく、県の計画からも明らかだし、切実だというふうに思います。

北谷町の例というのは今までずっと紹介されてきていますけれども、ハンビー飛行場と射撃場のメイモスカラー地区ですか、ここは返還をして、その後、税収が返還前の五十二倍になりました。それから、メイモスカラー地区は、税収が三十八倍に増えて、経済波及効果は十七倍で、雇用は百倍を超えるということで、北谷町自身も驚く結果になつたわけですよ。那覇の新都心の計画も同じように拡大してきて、やっぱり沖縄が進むべき方向というのはこの方向にある

是非、やっぱり今後、農業、漁業、林業など一次産業を含めてバランスの良い町づくり、経済を飛躍的に発展させていただきたい、方向で努力する必要があると思いますし、その自立的な経済を構築するための取組を支えていくという点では、責任持つて国がやる必要があるんだというふうに思っています。

最後にもう一つお聞きしたいのは、基地をなくしていくことが経済発展につながるというふうに思うんですけども、ところが今、新たにまた基地を造ろうとしていると。

昨日、翁長知事が、名護市の辺野古の海域で行っている米軍の新基地建設計画、工事ですね、一週間以内に全て停止するよう沖縄防衛局に指示したと。これに従わない場合は、仲井眞前政権が八月二十八日、昨年ですね、出した辺野古の海域の岩礁破壊許可を取り消すことがあると述べたのです。

何で工事中止の要請と岩礁破壊許可の取消し通知を出されたと思いませんか。副大臣。

○委員長(風間直樹君) 時間が過ぎておりますので、答弁簡潔にお願いします。

○大臣政務官(石川博崇君) お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、一昨日、二十三日、沖縄防衛局として沖縄県知事からの文書を受領しました。

私は防衛省といたしましては、今回この文書の中で問題視されておりますアンカーレの設置自体は地殻そのものを変化させる行為ではないと考えております。また、許可申請外の行為であるとされおりませんけれども、これは、これまで、以前より沖縄県が私ども沖縄防衛局に対して示していた内容とも異なるものでござります。また、沖縄県

でございます。

沖縄では、戦後の米統治下で保育所建設が大幅に立ち遅れ、独自に小学校附属の幼稚園を整備して子供の保育に対応してきました。結果として、五歳になつたら幼稚園が慣習となり、幼稚園に通う五歳児は、降園後、放課後児童クラブ、いわゆる学童などを利用してきたわけであります。

國も、こうした特殊事情に鑑みて、就学前児童を学童での受け入れ対象とする特例承認というもの

を一年ごとに講じてまいりました。しかし、四月からとの子ども・子育て新システム開始に当たり、現状、特例承認がなされていないため、これまで幼稚園降園後に学童を利用してきた五歳児の居場所がなくなるのではないかという不安が広がっております。

そこで、質問しますが、問題の背景、この間の経緯、現状について、どのように認識をされておられますか。

○政府参考人(木下賢志君) 放課後児童クラブにつきましてのお尋ねでございます。

当クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童を対象といたしまして、放課後等に適切な遊び場あるいは生活の場を与えましてその健全育成を図る役割を担つてございます。

一方、沖縄県では、今先生御指摘ございましたとおり、固有の特殊事情として幼稚園が義務教育同様に認識されておりまして、共働き家庭の五歳児でありましても保育所でなく幼稚園に就園している状況にござります。このため、幼稚園終了後は放課後児童クラブで受け入れている実態がございまして、それが保育所の待機児童の受皿ともなつている現状がござります。この幼稚園児を受け入れている放課後児童クラブのうち一定の要件を満たしたクラブにつきまして、幼稚園児を含めた国庫補助額の算定を特例的に認めていたいわゆる特例承認を行つておるところでございます。

沖縄県といたしまして、今年度までに放課後児童クラブに在籍する幼稚園児の解消に努めて、本來の受皿である保育所ですとかあるいは幼稚園の預かり保育を充実させ、特例承認の申請は今年度限りとする方針というふうに承知してございます。

○吉田忠智君 四月以降、降園後の全ての五歳児に居場所が確保されたわけではないと、そのように聞いております。

国として特例の解消を促してきたと報道されてゐるわけですが、これは事実でしょうか。そして、国の政策によつて五歳児の行き場がなくなつて、今まであります。沖縄では、これまでど

おり特例を認めてほしい、沖縄方式を認めてほしいという強い要望がありますが、これに応えて特例承認を継続すべきではありませんか。

○政府参考人(木下賢志君) 国といたしましては、五歳児の本来の受皿でございます保育所ですとか幼稚園の預かり保育の充実を求めた経緯はござります。

ただ、沖縄県といたしましても、特例承認の申請は今年度限りという方針の下で、本年四月から

スター一いたします子ども・子育て支援新制度に

おきまして、市町村が潜在的なニーズを含めた子ども・子育て支援事業計画に基づき、本来の受皿

である保育所ですとかあるいは幼稚園型の一時預かり事業を充実していくくという方向で、県内市町村に対しまして説明会などを通しまして周知徹底を図つておるとして承知をいたしております。

○吉田忠智君 分かりました。よろしくお願ひし

ます。国が特例承認を継続することを強く求めた

おととい、ですから二十三日、沖縄県知事が会

見をされて、沖縄防衛局に對して、辺野古の臨時

制限区域内において知事の許可なく岩礁破碎がな

れた蓋然性が高いということを判断をしたため

に、七日以内に作業を停止するよう文書で指示し

て、応じない場合は昨年八月の岩礁破碎許可を取

り消すと表明したわけでございます。

防衛省は同日通知を受領していることであ

りますけれども、これをどのように受け止めお

られますが、改めて伺います。

○政府参考人(中島明彦君) 今先生御指摘いたしました、海底面の現状を変更する行為の全てを停止するよう指示するという文書を一昨日受け取つておりますけれども、この文書につきましては、海底面の現状を変更する行為の全てを停止するよう指示するという文書を一昨日受け取つておりますけれども、この文書につきましては、海底面の現状を変更する行為の全てを停止するということについて、アンカーを含む浮標の設置に当りましては、沖縄県からの指示に従いまして岩礁破碎などに係る許可申請などを行わなければなりません。

そこで、アンカーの大きさの件でござりますけれども、まずそのアンカーの設置に当たりまして、事前調整において手続の必要性があるのかどうかということにつきましては、アンカーを含むブイの概略図を送付するなどした上で確認を行つております。その後、先ほど申し上げましたように、他の事例を踏まえれば対象とはならないといふふうに御判断をいただいたところではありますけれども、こういうことからも、沖縄県は、同じような事案につきまして相応の知見はあった上で御判断いただいたものというふうに考えております。

また、事前調整におきまして、沖縄県から、アンカーの設置が一定の基準以上であれば岩礁破碎行為に当たるという説明は受けておらなかつたところでございまして、かかる基準が沖縄県から文書により示された例もないものというふうに承知しております。

○吉田忠智君 県の通知には、許可区域外のコンクリートの設置について、申請外の行為と認めら

ついては厚生労働省にも私も働きかけをしていきたいと思いますが、いずれにしても、特例承認の余地があるという認識でよろしいですか。

○政府参考人(木下賢志君) 県の方からそうした相談があつた場合におきまして、我々としても十分に相談に対応したいと思つております。

○吉田忠智君 分かりました。よろしくお願ひし

ます。国が特例承認を継続することを強く求めた

おととい、今後、法令にのつとりまして適切に審査されるものというふうに考えております。

○吉田忠智君 投下されたフロートのアンカーは、約四十五トンもの巨大なコンクリートブロックであります。埋立区域外に四十五トンものコンクリートを沈めても許可が必要であれば、そもそも岩礁破碎許可の意味がないのではありませんか。その点はいかがですか。

○政府参考人(中島明彦君) 岩礁破碎などの許可申請などに当たりましては、沖縄防衛局の方におきまして、沖縄県に對してアンカーを含むブイの設置に係る手続の要否について確認をしているところでございます。

沖縄県からは、他の事例を踏まえすれば、浮標の設置といったものは手続の対象とはならない旨が示されておりまして、沖縄防衛局におきまし

ては、その指示に従いまして、当該ブイの設置について岩礁破碎などに係る許可申請などを行わな

かつたということであります。

それで、アンカーの大きさの件でござりますけ

れども、まずそのアンカーの設置に当たりまして、事前調整において手續の必要性があるのかどう

かということにつきましては、アンカーを含むブイの概略図を送付するなどした上で確認を行つております。その後、先ほど申し上げましたよう

に、他の事例を踏まえれば対象とはならないといふふうに御判断をいただいたところではあります

けれども、こういうことからも、沖縄県は、同じ

ような事案につきまして相応の知見はあった上で

御判断いただいたものというふうに考えておりま

す。

また、事前調整におきまして、沖縄県から、ア

ンカーの設置が一定の基準以上であれば岩礁破碎行為に当たるという説明は受けておらなかつたところでございまして、かかる基準が沖縄県から文

書により示された例もないものというふうに承知

しております。

○吉田忠智君 県の通知には、許可区域外のコン

れ、許可を得ずに岩礁破碎行為がなされた蓋然性が高いと記載されているわけであります。

国は、コンクリートブロックの投下は船舶の投錨と同視できるから事前の協議や新たな申請の対象でないと判断したのでしょうかけれども、県は取扱方針が投錨を例外と定めるのは、漁業活動に付隨的な行為で類型的に水産資源への影響が軽微であるからという理由に基づくが、本件コンクリートの投下は到底そのようには考えられないとしているわけであります。

吉田忠智君 事前協議、具体的な議論がつたということを確認をさせて、思ひます。よろしいですね。
政府参考人(中島明彦君) 先生御座
我々は、本件のブイの設置につきましても、漁業規則におきましては許可に當たるものについては許可になつております。他方で、取扱いの下の行為については基本的に許可は認めども協議をしてくれといふうには、思ひます。

さ、工法などを具体的に県に説明したんですか。
○政府参考人(中島明彦君) 先ほど申し上げましたけれども、ブイの概略図を送付した上で、当然のことながら、その手続の必要性について事前調整ということで送つておりますので、そういうことで誤解なりなんなりがあるとすれば、そこについては県の方から当然問合せがあるので、いうふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたところ、その同種の事案ということで、相応の知見は当然あるであろうと、いうことで我々は認識した

らあつたとおりだと認識しております
○吉田忠智君 事前協議、具体的な議論
なかつたということを確認をさせて、
と思います。よろしいですね。
○政府参考人(中島明彦君) 先生御案
ますけれども、漁業規則におきまして
行為に当たるというものについては許
可になつております。他方で、取扱
以下の行為については基本的に許可は
れども協議をしてくれというふうには
わけでござります。
我々は、本件のブイの設置につきまして
説明した上で、こういうことですがあつた
お示しした上で、こういうものについ
ては、あるから要らないよといふことを
けでございまして、そういう意味か
と、協議のあるなしにつきましても
示に従つたものということで考えてお
うございます。
○吉田忠智君 ブロックの重量等、詳
細は協議をしていないということを確認
思います。
昨日、防衛局は農林水産大臣に県の

しを求める審査請求を提起しました。今局長が弁したとおりですが、全く不当なもので、撤回を求めます。

○吉田忠智君いや、この四十五トンものブロツクを沈めるとか、そういう具体的な重量や大きさ、工法などもきちんと県に説明したんですか。そういう事前協議はあったんですか。

○政府参考人(中島明彦君) 防衛省といたしまして、県が許可を取り消した場合、取消し無効確認の行政訴訟を検討するとの報道もあるが、それは事実ですか。

○政府参考人(中島明彦君) 事前調整におきまして図は示しておりますけれども、個々のコンクリートブロックの重さについての実際の提示とうのは行っておりません。

○吉田忠智君 事前協議はないわけですよ、具体的に。投錨でも何でもないじゃないの、四十五トンのコンクリートブロックなんか。

外務大臣、どう思いますか、これ。

○国務大臣(岸田文雄君) やり取り聞かせていただきましたが、政府の判断、対応は、今防衛省が

ては、ボーリング調査を含めまして、この岩礁破砕碎などに係る手続につきましては、漁業調整規則などを踏まえて十分な調整を行つた上で実施していくと考えております。

他方、今先生御指摘のとおり、指示文書をいたしましたが、現時点では、文書でござりますけれども、取消しすることがある旨その文書に記述されております。したがいまして、現段階で県ができるかしないかについて予断を持つて仮定のことを我々からお答えするのはいかがなものかと

○吉田忠智君 先ほど来お話をありましたように、昨年、選挙、名護の市長選、それから知事選、衆議院選挙で民意が示されて、そうした中で、沖縄県と裁判で争うような、そんなことをすべきではありませんよ。一旦中斷して話し合わなきや。いかがですか、そこは。

○政府参考人(中島明彦君) いろんなレベルで沖縄県とは話をしておりますけれども、例えば先般の文書につきましては、文書を持つてこられたおかげでござりますけれども、昨日、我が方の担当が沖縄県に赴いて、文書を示しつつ説明をするといった形で、いろんな形でのコミュニケーションは今後図っていくべきであると思いますし、現に我々はそういうふうに努めておるところでございます。

○吉田忠智君 山口大臣に最後伺います。

県民の民意を踏みにじる一方で、沖縄振興が可能だというふうに山口大臣はお考えでしょうか。担当大臣として、県に対する訴訟提起や辺野古工事の強行をやめるよう、是非閣内で働きかけていただきたいと思いますが、私の尊敬する山口大臣、是非見解を伺いたいと思います。

○委員長(風間直樹君) 時間が過ぎておりますので、答弁、簡潔にお願いします。

○国務大臣(山口俊一君) 簡潔に申し上げますが、私としては、振興担当ということで、今の様々な動きについては注視をしてまいりたいと思っておりますし、また、むしろこういうときだからこそ沖縄振興にしっかりと取り組んでいく必要がある。日頃申し上げておりますように、やはり決してリンクさせてはならないという思いでこれからも取り組んでまいりたいと思つております。

○吉田忠智君 どうぞよろしくお願ひします。

○委員長(風間直樹君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

外務大臣は御退席いただいて結構でございま

• 100 •

○委員長(風間直樹君) 続きまして、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山口沖縄及び北方対策担当大臣。

○国務大臣(山口俊一君) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

沖縄県において、駐留軍用地の跡地利用は今後の沖縄振興を考える上で非常に重要な課題です。このため、本年三月末に返還が予定されるキヤンブ瑞慶覧の西普天間住宅地区を始め、今後返還が見込まれる駐留軍用地につきまして、現行の駐留軍用地内の土地の先行取得に加え、必要な場合には返還後も引き続き地方公共団体等による土地の先行取得が可能となるよう、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設することとする本法律案を提出をする次第でございます。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定することとしておりま

す。

第二に、特定駐留軍用地跡地内の土地につきまして、現行の駐留軍用地内の土地の先行取得と同様、土地の所有者からの届出等に基づき買取りの協議を行うこと等としております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

本法律案が速やかに成立をいたしますよう、御

審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長(風間直樹君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

三、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

四、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

五、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

六、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

七、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

八、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

九、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十一、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十二、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十三、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十四、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十五、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十六、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十七、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十八、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

十九、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十一、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十二、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十三、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十四、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二十五、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

第十二条第一項中「この項」の下に「及び第十八条の二第一項」を加える。

第三章中第十八条の次に次の二節を加える。

第二節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地跡地の指定)

第十八条の二 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公有地を確保するためその区域内における

公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。

沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならぬ。

内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなつた時から、その効力を生ずる。

内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。

内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全

ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものと

する。

内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全

ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものと

よりされた通知その他の行為とみなす。

第三十三条第一項中「第十四条第一項」の下に「第十八条の三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十七条」の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「第十七条」に改める。

附則第四項中「第十六条第一項」及び「第十八条」の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

平成二十七年四月九日印刷

平成二十七年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0